

令和 5 年 4 月 6 日

旭川市地域公共交通会議 様

住 所 旭川市3条通18丁目左3号
 申出者氏名又は名称 旭川電気軌道株式会社
 河西 利記

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更廃止事前申出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画を変更廃止したいので、平成13年9月26日付け国自旅第92号（国土交通省自動車交通局旅客課長通達）の記2に基づき、次のとおり申出ます。

記

1 廃止しようとする路線

路線 番号	路線名	運 行 系 統			系 統 キロ程 (km)	公 的 補 助	関 係 市町村名	関係地域 協議会名	備 考
		起 点	経 由 地	終 点					
53	東光9丁目線	1条8丁目	豊岡4条9丁目	共栄バスセンター	8.1Km	無	旭川市	上川地域生活交通確保対策協議会	
上記の内、実際の 廃止 区間		起 点	終 点		キロ程				
		旭川市豊岡4条9丁目・ 豊岡4条10丁目地先	旭川市東光8条9丁目37 -14地先		1.46Km				

(計 1路線)

2 廃止の予定日

令和5年6月1日

3 廃止を必要とする理由

・53番 東光9丁目線

平日ダイヤのみ0.5回運行であったこともあり並行する幹線道路を運行している既存系統に需要が推移したことによる利用者減少、乗務員不足により運行の維持が困難なため

4 廃止予定系統図

別添のとおり

注1) 「公的補助の有無」欄は、国庫補助対象路線の場合は「国」を、道単補助対象路線の場合は「道」を、市町村単補助対象路線の場合は「市町村」を、それぞれ○で囲むこと。また、重複して補助対象になっている路線は、すべての該当箇所を○で囲むこと。

注2) 休止（廃止）予定系統図は、申し出系統が休止（廃止）された後の旅客の利便性への影響が確認できるよう、①休止（廃止）予定系統、②実際の休止（廃止）区間、③休止（廃止）後の代替となる系統、④新たな系統を新設する場合はその系統など、系統の運行状況等を明記すること。

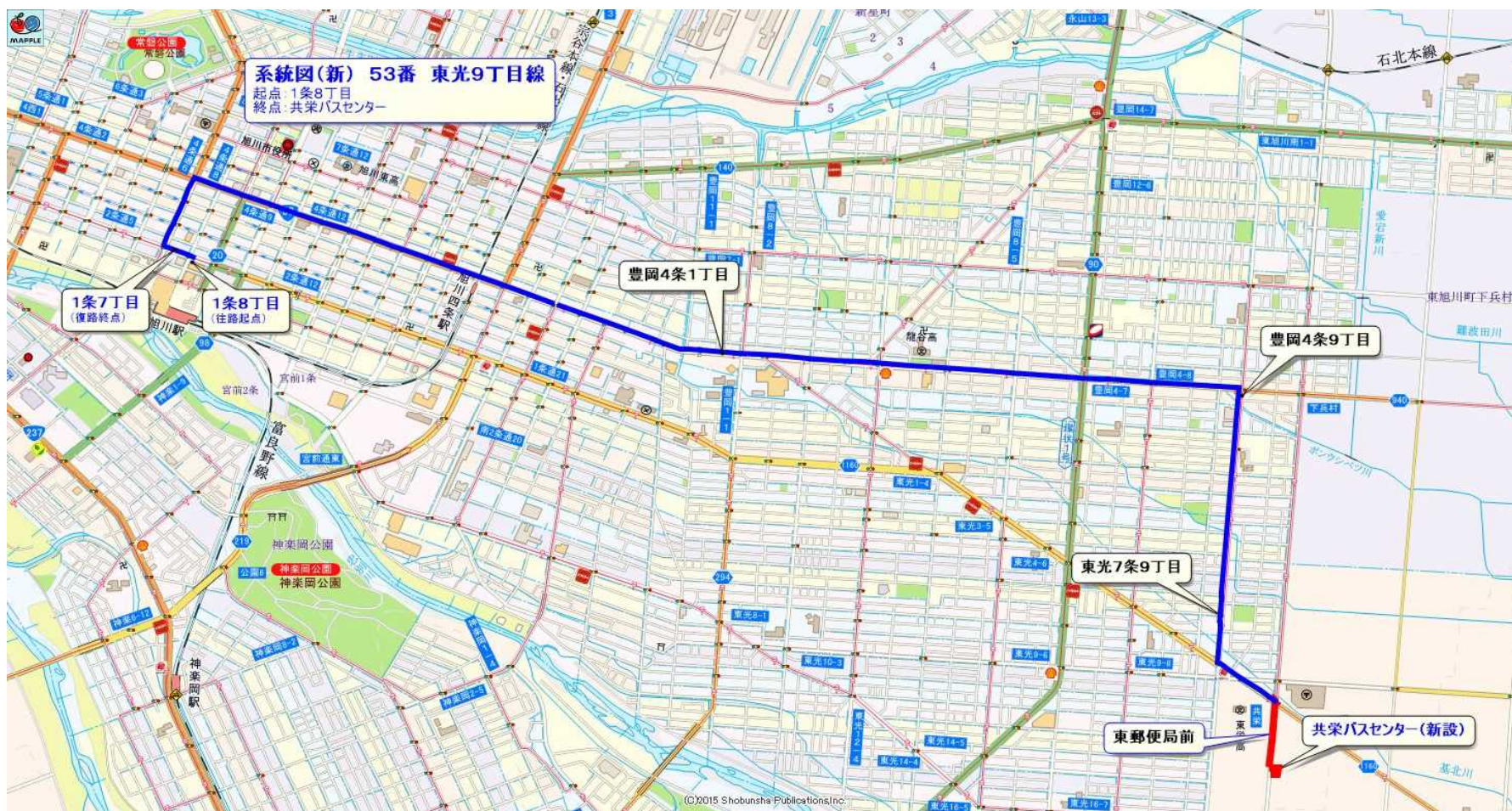
(関係地域協議会1部、全道協議会1部、関係市町村(市町村数)部を添付)

過去3年間の実績

53番 東光9丁目線

年 度	運行回数	系統料	走行料	輸送人員	乗車密度	営業収入(千円)	営業費用(千円)
令和元年度	1日 : 0.5 年間 : 242	往 : 7.9 復 : 7.8	1,962	8,152	15.4	1,505	999
令和2年度	1日 : 0.5 年間 : 211	往 : 8.1 復 : 8.0	1,775	5,787	11.4	1,043	891
令和3年度	1日 : 0.5 年間 : 201	往 : 8.1 復 : 8.0	1,510	4,263	10.4	821	804

・系統図 53番 東光9丁目線





廃止区間
 起 点 旭川市豊岡4条9丁目・豊岡4条10丁目地先
 終 点 旭川市東光8条9丁目37-14地先
 キ 口 程 1.46 km